

広島県教育委員会教育長訓令第四号

県立学校

広島県立学校職員服務規程施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

広島県立学校職員服務規程施行細則の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

「六 休暇簿（介護休暇用）」	服務規程第六条第六項	様式第六号	を
「六 休暇簿（第一号介護休暇用）」	服務規程第六条第六項	様式第六号	
六の二 休暇簿（第二号介護休暇用）」	服務規程第六条第六項	様式第六号の二	に改める。

別記様式第六号中「~~六~~」を「~~六の二~~」に改め、「~~六の二~~」を「~~六~~」に改め、同様の次に次の様式を加える。

様式第6号の2

休 暇 簿

(第2号介護休暇用)

校 長	教 頭		事務長	事 務 担 当 者	出勤簿 整理印	<input type="checkbox"/> 新規取得 <input type="checkbox"/> 延長取得
請求の 期 間	年 月 日		年月数	職 名	氏 名	
	自 年 月 日	至 年 月 日	年 月		㊟	
要介護 者に関 する事 項	氏 名			要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容		
	続 柄					
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居			
	介護が必要となった時期					
	年 月 日					
第1号 介護休 暇承認 済期間	年 月 日		月日数	年 月 日	月日数	通算月日
	自 年 月 日	至 年 月 日	月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	月 日

校 長	教 頭		事務長	事 務 担 当 者	出勤簿 整理印	承認取消し
取消し の期間	年 月 日		年月日数	職 名	氏 名	
	自 年 月 日	至 年 月 日	年 月 日		㊟	
事由						

(第2号介護休暇を受けたことがある場合は下欄に記入すること。)

年 月 日	年月日数	年 月 日	年月日数	年 月 日	年月日数
自 年 月 日	年 月 日	自 年 月 日	年 月 日	自 年 月 日	年 月 日
至 年 月 日	年 月 日	至 年 月 日	年 月 日	至 年 月 日	年 月 日
自 年 月 日	年 月 日	自 年 月 日	年 月 日	自 年 月 日	年 月 日
至 年 月 日	年 月 日	至 年 月 日	年 月 日	至 年 月 日	年 月 日

備考 事由を確認することのできる証明書類（診断書など）を添付すること。

附 則

- 1 この教育委員会教育長訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正前の広島県立学校職員服務規程施行細則（以下「施行細則」という。）による様式により作成された用紙でこの教育委員会教育長訓令施行の際現に使用中及び保管中のものは、改正後の施行細則による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。